

エスエストレース
SSTRACE® SYSTEM 利用規約

第1条（通則）

この規約は、一般財団法人先端建設技術センター（以下「ACTEC」という。）が提供する、ICカードとスマートフォンを用いて建設発生土運搬車両の発着確認を行う、建設発生土トレーサビリティシステムである「**SSTRACE® SYSTEM**」（以下「システム」という。）の利用に適用する。

なお、システムの利用は、利用者の判断と責任において行うものとする。

第2条（利用契約）

1. 利用者は、システムの利用にあたって、この規約に承諾する。
2. 利用者は、ACTEC との間で所定の利用契約書により利用契約を締結するものとする。
3. 前項の規定は、自治体や事業者が別途契約を締結済の場合には適用しない。
4. ACTEC は、反社会的勢力等との関係性その他の事情を考慮し、契約相手ないしシステムの利用者として不適切又は不適当と判断した場合は、利用契約の締結やシステムの利用を一方的に拒否することができる。

第3条（利用期間）

1. 利用者のシステム利用期間は、利用契約書に定める。
2. 利用者は、システム利用期間の変更を希望する場合は、変更希望日の7営業日前までに所定のシステム利用期間変更申請書を提出し、ACTEC の承認を得るものとする。
3. 利用者は、システム利用期間終了月の翌月末まで、システムに登録された情報の閲覧・集計表作成機能を利用できる。

第4条（システム利用可能日及び利用可能時間）

1. システムの利用可能日及び利用可能時間は下記のとおりとする。ただし、ACTEC は、次の各号の一に該当する場合には、利用者への事前の通知を行うことなく、システムの提供を一時的に中断することができるものとする。
 - (1) システムの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等、不可抗力によりシステムを提供できない場合
2. ACTEC は、前項各号に定めるもの以外に、システムの提供に必要な設備の定期点検を行う場合、利用者に事前に通知することにより、システムの提供を一時的に中断できるものとする。
3. ACTEC は、システムの利用可能日及び利用可能時間の変更を行う場合には、変更する日の7日前までに利用者へ通知するものとする。

記

システム利用日	通年
システム利用時間	4時～24時（0時～4時は定期メンテナンス時間）

第5条（システムの利用方法）

1. 利用者は、システムの利用に必要な機器等及び操作要員を自らの負担と責任で確保するものとする。また、システムを利用する際の通信料は、利用者の負担とする。
2. 利用者は、システムの利用開始日までに、所定の利用申請書をACTEC に提出するものとする。また、申請内容について変更があった場合、遅滞なく通知するものとする。
3. ACTEC は、利用者から申請を受け承認した場合、システム利用に必要なICカードについて、利用契約書に定める条件にて売却する。

第6条（利用料金等の請求及び支払い）

1. ACTEC は、別途定める利用料金表に基づき、利用料金等を工事ごとに毎月末日で締め、翌月15日までに請求し、利用者は請求月の翌月15日までに、ACTEC が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。
2. 前項の支払期限と利用者の経理規定等に差異がある場合は、利用契約書に前項に替わる利用料金の請求及び支払いに関する規定を定めるものとする。
3. 第1項の支払いに係る手数料は、利用者の負担とする。
4. 利用者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、ACTEC は、利用者に対し、利用料金等とは別に、支払期限の翌日より完済日まで利用料金等に対する年14.6%の割合による遅延損害金、及び未払金を回収するために要した合理的な弁護士費用を含むすべての費用を請求することができるものとする。

第7条（責任範囲）

1. ACTEC は、システムについて、不具合がないこと、第三者の権利を侵害しないこと、利用者の利用目的に適合することを保証しない。ACTEC は、システムに不具合が発見された場合、その原因の解明と修正又は改良に努めるものとする。
2. ACTEC は、システムが利用される工事及び工事における土運搬中の事故、トラブルなどについて責任を負うものではない。
3. ACTEC は、システムの提供の中断、終了及び登録情報等のデータの消失その他この規約及びシステムに関して利用者に生じた一切の損害について、ACTEC に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

第8条（登録情報の保管期間）

1. システムの利用による登録情報の保管期間は、システム利用期間終了の翌月から 10 年間とし、ACTEC は、当該 10 年経過後、利用者の承諾なく登録情報を削除できる。
2. 利用者は、前項の保管期間中、利用料金表に定める費用を ACTEC に支払うことにより、登録情報の閲覧、利用等を申し出ることができる。

第9条（秘密の保持）

1. ACTEC 及び利用者は、システム利用期間及び終了後5年間、システムの提供または利用に関して知り得た相手の業務上の秘密を適正に管理し、第三者に公開、漏洩し、またはシステムの提供または利用（相互利用の推進のための広報業務を含む）以外の目的に利用してはならない。
2. 法令または条例に基づき書面又は電磁的記録により、適格な要請者から開示要請があった場合に、ACTEC は開示要請の範囲の情報を当該要請者に開示することができるものとする。

第10条（権利、義務の譲渡等）

利用者は、この規約に基づく地位及び権利義務を第三者に譲渡または貸与してはならない。

第11条（利用停止）

ACTEC は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、システムの提供を停止できるものとする。

- (1) ACTEC に対する利用料金等の支払債務その他債務について、不履行がある場合
- (2) 利用者によるシステムの利用が、システムの提供に著しい支障をきたす場合、又はそのおそれのある場合
- (3) この規約に違反した場合

第12条（利用契約の解除）

1. ACTEC は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、何らの催告を要せずに利用契約を解除することができる。

- (1) この規約の条項の一に違反し、かつ当該違反に関して ACTEC が是正を求めた日から30日以内に是正しない場合
- (2) 支払停止または支払不能となった場合
- (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押えあるいは仮差押えがあったときまたは競売の申立があった場合
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- (6) 第2号ないし第5号に定めるほか、財産状態が悪化するおそれのある場合
- (7) 申請内容等に虚偽があったことが判明した場合
- (8) ACTEC またはシステムの信用を毀損し、またはそのおそれがある場合
- (9) 法令法規に違反した場合

2. 利用者が前項各号のいずれかに該当する場合、利用者は、ACTEC に対するすべての債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに弁済するものとする。

第13条（個人情報の扱い）

ACTEC は、利用者から提供された個人情報について、ACTEC の個人情報保護方針に基づき適切に管理する。

第14条（システムの変更、提供終了）

1. ACTEC は、この規約の他の規定にかかわらず、システムの内容、利用条件を変更し、または提供を終了することができる。システムの提供を終了する場合、終了日の1か月前までに利用者へ通知する。
2. システムの提供を終了する場合の通知には、システムに登録された情報の扱いを含むものとする。

第15条(協議事項)

この規約に定めのない事項について疑義が生じたときは、利用者とACTECは協議の上これを定めるものとする。

第16条(裁判管轄)

システムおよびこの規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、また、東京簡易裁判所を調停の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条(雑則)

ACTECは、随時、この規約を変更することができる。

附 則

1 改定履歴

初版	2021年(令和3年)	4月1日	から施行する
第2版	2021年(令和3年)	10月27日	から施行する
第3版	2022年(令和4年)	4月1日	から施行する
第4版	2023年(令和4年)	4月1日	から施行する